

# 日本基督教団九州教区規則

## 第1章 教区総会

(議員および准議員)

**第1条①** 教区総会は下に掲げる議員をもって組織する。

- (1) 教区内における教会および伝道所の主任担任教師またはその代務者。ただし、現住陪餐会員200名を有する教会では担任教師1名を加え、更に現住陪餐会員200名を増すごとに1名を加えることができる。
  - (2) 教区内における正教師である巡回教師および正教師である教務教師の互選による者。その総数の3分の1。(端数切り上げ 教規施行規則細則)
  - (3) 教区内における正教師である神学教師、各神学校の専任者の互選による者。その総数の2分の1。
  - (4) 教区内の教会の役員である信徒、各教会につき1名。ただし、現住陪餐会員200名を有する教会では2名とし、更に現住陪餐会員200名を増すごとに議員1名を増すことができる。
  - (5) 教師または信徒で、教区総会議長が常置委員会の議決を経て推薦する者。ただし、その数は前各号の議員の総数の100分の8をこえてはならない。
- ② 前項第1号から第3号の議員および第5号の議員のうち教師である者は本教区の教師名簿に登録した者でなければならない。
- ③ 第1項第2号および第3号の議員の互選手続に関する規定は別に定める。

**第2条①** 教区内における教会は、前条第1項第4号に掲げた議員の他に、役員である信徒の中から補員を選定して教区事務所に登録することができる。

- ② 前条第1項第4号の議員が教区総会に出席できないときは前項の補員を代わりに出席させることができる。ただし、補員と交代した議員は、その会期中には、再び議席につくことはできない。

**第3条①** 下に掲げる者は准議員として教区総会に出席し発言することができる。ただし、表決に加わることはできない。

- (1) 正教師で議員でない者
  - (2) 補教師で議員でない者
  - (3) 教区総会において推薦する者
  - (4) 教会の招聘を受け、教会教育の教務を担当するキリスト教教育主事
- ② 前項第1号および第2号の准議員は本教区の教師名簿に登録した現任教師でなければならない。ただし、この場合、隠退教師は現任教師と同じ取扱いを受けるものとする。

**第4条①** 第1条第1項第2号から第4号の議員の任期は2年とし、選挙または推薦のあった年の定期総会開会の日から始まるものとする。

② 第1条第1項第5号の議員(推薦議員)および前条第1項第3号の准議員(教区総会において推薦する者)の任期は、当該総会期中とする。

(議長、副議長および書記)

**第5条①** 教区総会に教区総会議長、教区総会副議長、教区総会書記(本章においては、以下それぞれ議長、副議長、書記という。また、本規則では総称として教区三役という)各1名を置く。

② 議長および副議長は正教師である教師の総会議員の中から、また、書記は総議員の中から定期教区総会において選挙する。

**第6条①** 議長は教区総会の議長となり、議場の秩序維持および議事整理の任に当たり、かつ教区の教務を総理し、教区を代表する。

② 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

③ 書記は議長のもとに教区総会その他の会議の事務および議事の記録に当たる。

**第7条①** 議長および副議長の選挙は教区総会において出席議員の無記名投票によって行なう。

② 議長および副議長は有効投票の過半数を得た者をもって当選者とする。

③ 前項の規定により当選者を得ることができないときは再投票を行ない、なお当選者を得ることができないときは高点者2名について決選投票を行ない、得票同数のときは抽選をもって当選者を決定する。

**第8条①** 議長、副議長および書記の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

② 議長、副議長および書記は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

**第9条①** 議長が死亡その他の事由で欠けたときは、副議長が議長となり、副議長が死亡その他の事由で欠けたときは、常置委員会において選挙する。

② 議長および副議長がともに欠けたときは、常置委員会において議長代務者を定めるまでの期間、書記が議長の職務を代行する。

③ 前項の議長代務者は正教師である議員の中から選ばなければならない。

**第10条①** 前条第1項によって選挙された議長または副議長の任期は前任者の残任期間とする。

② 前条第2項によって選挙された議長代務者の任期は、次回の教区総会において議長が選挙されるまでの期間とする。

**第11条** 書記が死亡その他の事由で欠けたときは、常置委員会において選挙する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(教区総会の招集)

**第12条**① 教区総会は定期総会および臨時総会とする。

② 定期総会は毎年5月に開く。

③ 臨時総会は下記の各号の一つに該当する場合に開く。

(1)議長において臨時緊急の必要があると認めたとき

(2)議員5分の1以上の要求があったとき

(3)常置委員半数以上の要求があったとき

**第13条** 教区総会は、緊急の場合を除き、開会の10日以前に、開会の日時、場所および会期を定め、議案を付して招集しなければならない。

(教区総会の議事)

**第14条** 教区総会で処理すべき事項は下記のとおりである。

(1)教区の教勢および教務に関する事項

(2)歳入歳出予算、決算および財務に関する事項

(3)教師の按手礼および准允に関する事項

(4)牧師、伝道師の就任、退任、その他教師の異動に関する事項

(5)教会の設立、合併、加入または解散、教会種別の変更、および伝道所の開設または廃止に関する事項

(6)教会および伝道所の連絡および指導に関する事項

(7)宣教、公益事業の振興に関する事項

(8)教会記録の審査に関する事項

(9)教団総会議員の選挙に関する事項

(10)訴願に関する事項

(11)教区規則の設定および変更に関する事項

(12)教団の特別財産である九州キリスト教会館の基本財産の処分その他管理に関する事項

(13)その他教区における重要な事項

**第15条** 教区総会は議員総数の3分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

**第16条** 議事は別段の定めがなければ出席議員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

**第17条**① 教区総会の議案は常置委員会の他、議員10名の同意があるときは議員が提出することができる。

② 部、常設委員会および伝道センター委員会は常置委員会を経て議案を提出することができる。

③ 経費を要する議案は、これに必要な収支予算案を添えなければならない。

④ 第1項の規定については、選挙された議員は任期開始前でもその権限を有するものとする。

**第18条** 議案は総会開会40日以前に教区事務所に到着するよう教区総会議長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

**第19条** 教師および信徒は、議員5名以上の同意を得て建議または請願をすることができる。

**第20条** 教区総会はその権限の一部を常置委員会に委任することができる。

(特別委員および常任委員)

**第21条**① 教区総会は開会中、下記の特別委員を置く。

- (1) 建議請願整理委員 5名
- (2) 報告審査委員 5名
- (3) 議事運営委員 4名

② 建議請願整理委員は、議員が提出した建議および請願を整理し、その取り扱い方について意見を付して総会に報告する。

③ 報告審査委員は、総会に提出された諸報告の内容を審査して、その結果を総会に報告する。

④ 議事運営委員は、議事日程と議事進行について、考慮立案して議場に提議する。

⑤ 教区総会は、必要に応じ、第1項各号の委員の員数を変更し、または他の特別委員を置くことができる。

**第22条**① 教区総会はその閉会中、その事務を行なうために下記の常任委員を置く。

- (1) 会計監査委員 3名
- (2) 教会記録審査委員 10名

② 会計監査委員は教区および教団の特別財産である九州キリスト教会館会計の状況を監査し、その結果を教区総会に報告する。

③ 教会記録審査委員は教区総会前に担当地区内の各教会記録を審査し、その結果を教会記録審査委員長に報告し、委員長は教区総会に報告する。

**第23条** 特別委員および常任委員は、教区総会において議員の互選によって選任する。ただし、教会記録審査委員は各地区ごとに1名ずつを選任するものとする。

**第24条**① 常任委員の任期は2年とする。

② 常任委員に欠員ができたときは常置委員会で補欠者を選任する。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

**第25条**① 特別委員および常任委員は、それぞれ特別委員会および常任委員会を組織し、委員の互選によって委員長各1名を選任する。

② 委員長は委員会の議長となり、議事を整理し、委員会を代表する。

## 第2章 常置委員会

**第26条①** 常置委員会は下記の者をもって組織する。

- (1) 教区総会議長、副議長、および書記
  - (2) 教区総会において教師である議員の中から選出した者 4名
  - (3) 教区総会において信徒である議員の中から選出した者 4名
- ② 前項第2号および第3号の委員を選出する際に決定した次点者各3名を補充員とし、委員に欠員ができたときは、その中から順次補充するものとする。

**第27条** 常置委員の任期は2年とする。ただし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

**第28条** 常置委員会の議長および書記には、教区総会議長および教区総会書記を当てる。

**第29条①** 常置委員会の会合は定期会と臨時会の二つとする。

- ② 定期会は7月、11月、1月および3月の4回開く。
- ③ 臨時会は議長が必要と認めたとき、または常置委員5名以上から付議すべき事項を示して要求があったとき、議長が招集する。
- ④ 下に掲げる者は陪席者として常置委員会に出席させることができる。ただし、表決に加わることはできない。
  - (1) 地区委員長
  - (2) 部および常設委員会の長
  - (3) 伝道センター委員長
  - (4) 伝道センター各部門の長
  - (5) 宣教研究所の長
  - (6) 教区主事
  - (7) その他、常置委員会が必要と認めた者

**第30条** 常置委員会は下記の事項を処理する。

- (1) 教区総会閉会中、総会に代わって処理すべき重要な事項
- (2) 教区総会の権限に属する事項で、その委任を受けた事項
- (3) 教区規則の変更、歳入歳出予算および決算、その他、教区総会に提出すべき議案に関する事項
- (4) 教区総会が成立しないとき、または教区総会議長において教区総会を招集するいとまがないと認めたとき、教区総会に付議すべき事項
- (5) その他、教区における重要な事項

**第31条** 常置委員会は委員総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。

**第32条** 第16条の規定は常置委員会の議事に準用する。

**第33条** やむを得ない事由のため、常置委員会を招集するいとまがないと議長が認めるとき、文書による常置委員会によって議決をすることができる。

**第34条** 常置委員会で処理した事項は次回の教区総会に報告して承認を受けなければならない。

### 第3章 教区役員会

**第35条** 教区三役は、教区役員会を組織する。

**第36条** 教区役員会の開催は、原則として、各月一回とする。ただし、教区総会議長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

**第37条** 下に掲げる者は、教区総会議長が必要と認めるとき、陪席者として教区役員会に出席させることができる。

(1) 部および常設委員会の長（教師部、財務部、人事部、教会協力委員会、予算委員会、キリスト教会館運営委員会）

(2) 伝道センター委員長（平和人権、共育、宣教協力、広報）

(3) 宣教研究所の長

(4) その他、教区役員会が必要と認められた者

**第38条**① 教区役員会は下記の事項を処理する。

(1) 常置委員会からの委任を受けた事項

(2) 緊急を要するため、次回常置委員会を待たずに処理すべき事項

(3) 次回常置委員会に提出すべき議案に関する事項

(4) その他、教区における重要な事項。

② 前項第2号の規定にかかわらず、教団から管理を委託されている特別財産および教区内の教会の基本財産に関わる事項については、教区役員会は処理することができない。

**第39条** 教区役員会で処理した事項は、次回の常置委員会に報告して承認を受けなければならない。

### 第4章 部および常設委員会

**第40条** 本教区に下記の部を置く。

(1) 教師部

(2) 財務部

(3) 人事部

**第41条** 教師部は、次の事項をつかさどる。

- (1) 教師の援護、福祉厚生に関する事項
- (2) 教師の育成、研修などに関する事項

**第42条** 財務部は、次の事項をつかさどる。

- (1) 教区内における負担金の割当て、収納、教区の財務管理、その他財務に関する事項
- (2) 教団の特別財産である九州キリスト教会館の財務に関する事項

**第43条** 人事部は、次の事項をつかさどる。

- (1) 教師または教区内の教会および伝道所の求めに応じた教師の任地の斡旋、または人事についての勸奨に関する事項

**第44条**① 各部に以下の委員を置く。

- (1) 教師部は教区総会で選出した者 3名
  - (2) 財務部は教区総会で選出した者 3名
  - (3) 人事部は教区三役および教師部委員長の 4名
- ② 各部は委員の互選によって委員長を定める。ただし、人事部は教区総会議長が委員長となるものとする。
- ③ 委員の任期は2年とする。ただし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

**第45条**① 各部に専門委員を置くことができる。

- ② 専門委員は各部の委員長が委嘱し、各部の指示に基づき、その所管事項について必要な活動を行う。

**第46条**① 本教区に下記の常設委員会を置く。

- (1) 教会協力委員会
  - (2) 予算委員会
  - (3) 九州キリスト教会館運営委員会
- ② 前項の常設委員の任期および組織については第44条第2項、第3項を準用する。ただし、九州キリスト教会館運営委員会は教区総会議長が委員長となるものとする。

**第47条** 各常設委員会の選任、構成は次の通りとする。

- (1) 教会協力委員会は常置委員会で選出した3名に財務部委員長を加えた4名によって構成する。
- (2) 予算委員会は財務部委員に、教師部、伝道センター委員会、教区三役より各1名を加えた6名で構成する。
- (3) 九州キリスト教会館運営委員会は、下記の7名によって構成する。ただし、女性を過半数としなければならない。また、教区主事は職責上陪席するものとする。
  - a. 教区総会議長
  - b. 教区総会で議員および准議員の中から選出する女性 3名
  - c. 常置委員会が推薦する女性 1名
  - d. 伝道センター委員会より 1名

e. 財務部委員長

**第48条**① 各常設委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 教会協力委員会は、教会互助、教会整備資金、その他の援助金、貸出金の執行等、教会相互の協力に関わる事項
  - (2) 予算委員会は、財務部のもとに予算の編成に関する事項
  - (3) 九州キリスト教会館運営委員会は、別に定める九州キリスト教会館運営規則に基づく九州キリスト教会館の財産管理、運営に関する事項
- ② 前項第1号の援助金、貸出金の執行、および予算委員会について必要な事項は別に定める。

**第49条**① 本教区に、教区総会の議を経て特設委員会を置くことができる。

- ② 特設委員会の設置期間は、別段の定めがある場合を除き2年とする。ただし、教区総会の議を経て継続することができる。

## 第5章 伝道センター

**第50条** 本教区に伝道センターを置く。

**第51条** 伝道センターは各地区との連携のもと、教区の宣教の総合活動に関する事項をつかさどる。

**第52条**① 伝道センターに伝道センター委員会および以下の各部門を置く。

- (1) 平和・人権部門 9名
  - (2) 共育部門 8名
  - (3) 宣教協力部門 5名
  - (4) 広報部門 6名
  - (5) その他、教区総会が必要と認めた部門
- ② 各部門は、必要に応じて協力委員を置くことができる。
- ③ 前項の委員の任期および組織については第44条第2項、第3項を準用する。

**第53条** 伝道センター委員会は、教区総会で選出する者4名に伝道センター各部門の代表各1名を加えて構成する。

**第54条** 伝道センター委員会は次の事項をつかさどる。

- (1) 教区の宣教の基本方針および方策に関する事項
- (2) 地区の宣教活動との協力、共催プログラムの実施および連絡・調整に関する事項
- (3) 伝道センター各部門の連絡・調整に関する事項
- (4) 教区の宣教活動に関して常置委員会より委託された事項
- (5) その他、教区の宣教活動に関し、伝道センターの各部門の所管に属さない事項

**第55条** 伝道センター委員会のもとに以下の連絡会を置く。



- (1) 教区教誨師連絡会
- (2) 教区幼稚園保育所連絡会

**第56条** 伝道センター委員会は必要に応じて臨時専門委員会を置くことができる。

**第57条** 伝道センター各部門の扱うべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 平和・人権部門は、平和運動および人権、環境問題などに関する事項
- (2) 共育部門は、壮年、女性、青少年の諸活動、こどもの教会、教会音楽、高齢者、障害児者の諸問題等に関する事項
- (3) 宣教協力部門は、諸教派および諸外国の教会との宣教協力、特に在日大韓基督教会、アジアの諸教会との宣教協力などに関する事項
- (4) 広報部門は、教区通信の編集、発行、普及など、教区の広報に関する事項

**第58条** 伝道センター各部門の委員は教区総会で選出する。

## 第6章 宣教研究所

**第59条** 本教区に、教区の宣教の研究のために宣教研究所を置く。

**第60条** 宣教研究所は、次の事項をつかさどる。

- (1) 常置委員会の委託のもとに九州教区諸教会のおかれた社会状況、宣教諸活動および宣教諸課題の研究に関する事項
- (2) 九州教区における宣教に関わる研究、資料の収集・整理に関する事項
- (3) 日本基督教団宣教研究所ならびに他教区宣教研究活動およびその成果の研究
- (4) 第1号ないし第3号の研究成果の報告

**第61条**① 前条の職務を遂行するため、宣教研究所に宣教研究委員会を置く。

- ② 宣教研究委員会は教区総会で選出する者4名によって構成する。
- ③ 前項の委員の任期および組織については第44条第2項、第3項を準用する。
- ④ 宣教研究委員会の長は、宣教研究所を代表する。

**第62条**① 宣教研究所に研究員若干名を置くことができる。

- ② 研究員は宣教研究委員会において委嘱する。

## 第7章 教区事務所

**第63条**① 本教区の事務所は福岡市中央区舞鶴2丁目7番7号に置く。

- ② 教区事務所は、下記の事項を処理する。
  - (1) 教団事務局からの通達および教団事務局に提出すべき書類に関する事項
  - (2) 教会、伝道所に連絡すべき事項
  - (3) 官庁その他各種団体との連絡に関する事項

- (4)統計、記録ならびに文書の保管に関する事項
- (5)教区総会および常置委員会の所管事務に関する事項
- (6)各部、常設委員会、伝道センターおよび宣教研究所の所管事務に関する事項
- (7)九州キリスト教会館の事務に関する事項
- (8)教団教規、教区規則その他の規則により処理すべき事項

**第64条①** 教区事務所に主事その他の職員を置く。

- ② 主事その他の職員は、常置委員会の議決を経て教区総会議長が任用する。
- ③ 主事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ④ 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

**第65条** 主事は、教区総会議長の命を受け、本教区事務所所管の事務遂行の任に当る。

## 第8章 地区および地区委員長会

**第66条** 本教区は教務遂行のため下記の地区を置く。

- (1)北九州地区 福岡県の中、北九州市、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市および遠賀、鞍手、嘉穂、田川、京都、築上の各郡
- (2)福岡地区 福岡県の中、福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、那珂川市および粕屋郡
- (3)筑後地区 福岡県の中、前二号を除いた地域
- (4)佐賀地区 佐賀県一円
- (5)長崎地区 長崎県一円
- (6)熊本地区 熊本県一円
- (7)大分地区 大分県一円
- (8)宮崎地区 宮崎県一円
- (9)鹿児島地区 鹿児島県の中、第10号を除いた地域
- (10)奄美地区 鹿児島県の中、奄美市および大島郡

**第67条①** 地区は、地区規則を定めるものとする。

- ② 地区規則は、教区総会議長の承認を受けなければならない。

**第68条①** 地区は、総会を組織し、地区委員長を選任し、地区活動に必要な委員を置く。

- ② 地区委員長は常置委員会の承認を受けるものとし、地区を代表して教区との連絡にあたる。

**第69条①** 本教区に地区委員長会をおく。

- ② 地区委員長会は各地区の地区委員長に教区三役、伝道センター委員長を加えて構成し、教区と地区の連絡・調整、地区相互の交流、共催プログラムの実施等に必要

な事項をつかさどる。

## 第9章 財 務

**第70条** 教区の経費は教会および伝道所の負担金、信徒その他の献金、教団交付金、教団の特別財産である九州キリスト教会館から生じる果実、その他の収入をもってこれに当てる。

**第71条**① 教会および伝道所の負担金は教区総会の議決を経て決める。

② 前項の負担金は教会および伝道所の歳出経常費総額を基準とし、その他適当な方法によって定める。ただし、教区より謝儀保障援助金を受ける教会においては、その援助額の半額を控除した額による。

**第72条** 教会および伝道所は前項の負担金を月割として教区事務所に納付するものとする。

**第73条** 天災その他やむを得ない事故のため負担金を納付することができない教会または伝道所があるときは、その申請により常置委員会の議決を経て、その負担金の一部または全部を延納させ、または免除することができる。

**第74条** 天災その他やむを得ない事由があるときは、教区総会議長はその用途を明示し、教区総会または常置委員会の議決を経て教会および伝道所に対し臨時に負担金を割り当ててその納付を求めることができる。

**第75条**① 予算は経常および臨時の二部に分け、各款項目に区分する。

② 予算に定めた各款の金額は他に流用することができない。

**第76条** やむを得ない必要を生じたときは常置委員会の議決を経て予算の追加または更正を行なうことができる。

**第77条** 特別の必要により2年以上継続すべき臨時の歳出があるときは、教区総会の議決を経て、年限を定めて継続費を設けることができる。

**第78条** 特別の必要があるときは教区総会の議決を経て特別費を設けることができる。

**第79条** 予算案は常置委員会において決定し、教区総会に提出しなければならない。

**第80条** 教区総会において予算が成立しないときは常置委員会がこれを決定する。

**第81条** 決算は予算と同一の様式で作成し、年度終了後1月以内に貸借対照表と共に会計監査委員の監査を経て教区総会に提出しなければならない。

**第82条** 本教区の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第10章 補 則

**第83条** この規則は教区総会で出席議員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

**第84条** この規則に定めないことは、教団の教憲・教規ならびに諸規則によるものとする。

### 付 則

① この規則は、日本基督教団教規第60条第2項にもとづく教団総会議長の承認をうけた日から施行する。

(1959年9月7日教団総会議長承認)

(1961年6月5日教団総会議長承認)

(1963年2月28日教団総会議長承認)

(1965年9月6日教団総会議長承認)

(1967年9月11日教団総会議長承認)

(1969年12月15日教団総会議長承認)

(1980年2月25日教団総会議長承認)

(1981年7月7日教団総会議長承認)

(1984年7月11日教団総会議長承認)

(1988年7月12日教団総会議長承認)

(1993年9月3日教団総会議長承認)

(1995年7月19日教団総会議長承認)

(1996年8月5日教団総会議長承認)

(1999年7月15日教団総会議長承認)

(2001年7月14日教団総会議長承認)

(2003年10月21日教団総会議長承認)

(2012年7月12日教団総会議長承認)

(2019年10月8日教団総会議長承認)

**【別記申し合わせ】** 付則①の規定にかかわらず、この規則の改正を決定した教区総会における当該総会期の選挙その他の処理事項は、改正規則に基づいて行われるものとするを申し合わせる。